

平成24年度
中国圏の発展推進に関する提案

平成23年8月

中国圏広域地方計画推進会議

提 案 文

中国圏の発展の推進について、平成24年度において特に緊急かつ重点的に整備を行うべき施策を次のとおり取りまとめました。

地方分権型社会が進展する中で、中国地方が活力ある経済社会、住民生活の安全、豊かな環境を実現し、自立的に発展するため、関係各位におかれましては、これらの提案事項の実現について、格段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

平成23年8月

中国圏広域地方計画推進会議

鳥取県知事 平 井 伸 治
島根県知事 溝 口 善兵衛
岡山県知事 石 井 正 弘
広島県知事 湯 崎 英 彦
山口県知事 二 井 関 成

鳥取県議会議長 伊 藤 美都夫
島根県議会議長 洲 浜 繁 達
岡山県議会議長 河 本 勉
広島県議会議長 林 正 夫
山口県議会議長 柳 居 俊 学

目 次

- 1 地域主権の確立及び地方税財源の充実確保について…………… 1
【内閣府 等】

I 地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏

- 2 大規模災害に強い高速道路ネットワーク等の整備促進について…………… 5
【国土交通省 等】
- 3 高度情報化の推進について…………… 9
【総務省 等】
- 4 隣接圏域との交流の拡大・広域連携の推進について……………11
【国土交通省】
- 5 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について……………12
【国土交通省 等】
- 6 地方空港の整備推進等について……………13
【国土交通省 等】
- 7 港湾整備事業の推進について……………14
【国土交通省 等】
- 8 竹島の領土権の早期確立等について……………18
【内閣府 等】

II 産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に成長する中国圏

- 9 都市圏機能の充実について……………20
【国土交通省 等】
- 10 国営かんがい排水事業の推進について……………22
【農林水産省】
- 11 国営中海土地改良事業の推進について……………23
【農林水産省】
- 12 中国山地における旧緑資源幹線林道の整備推進について……………24
【農林水産省（林野庁）】
- 13 特定中山間保全整備事業の推進について……………25
【農林水産省】
- 14 日本海における漁業秩序の確立について……………26
【外務省 等】

Ⅲ 多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しめる中国圏

15	流域下水道整備事業の推進について……………	27
	【国土交通省 等】	
16	離島・中山間地域の総合対策の充実強化について……………	29
	【内閣府 等】	
17	宍道湖・中海における水質保全対策の推進について……………	32
	【国土交通省 等】	
18	河川総合開発事業等の推進について……………	33
	【国土交通省】	
19	地震等大規模災害に強いインフラの整備について……………	34
	【国土交通省 等】	

(別 紙)

○	中国圏の「将来像実現に向けたプロジェクト」(広域地方計画第3章)と 提案項目の関係……………	35
---	---	----

1 地域主権の確立及び地方税財源の充実確保について

(関係省庁) 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、中小企業庁、国土交通省

【地域主権の確立について】

〔1〕趣 旨

政府は、昨年12月に出先機関の原則廃止に向けた「アクション・プラン」を閣議決定し、事務・権限のブロック単位での移譲を中心に進めるとの方針を示した。

地方分権改革推進計画に基づく第1次一括法は、今通常国会で成立したものの、地域主権戦略大綱に基づく第2次一括法案は審議入りしていない状況であり、早期成立により、義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲について、一層の進展を図る必要がある。

国と地方の協議の場の法制化が実現したことから、分科会の活用などにより、地方自治に関する現下の重要課題について、早期に実効性ある協議を進める必要がある。

〔2〕内 容

1 国の出先機関の原則廃止

- (1) 出先機関の原則廃止を基本とし、「アクション・プラン」に基づく移譲の類型ごとに、対象となる事務・権限や具体的な工程、財源・人員の移管の仕組み等を早期に明らかにすること。
- (2) 中国地方知事会では広域的实施体制の整備を検討しており、出先機関のすべての事務・権限を対象としたブロック単位での移譲が円滑に進むよう、新たな広域行政制度の在り方や財源措置の方策を早期に示すこと。

また、移譲を検討する上で必要となる出先機関ごとの予算、組織、人員、事務・権限の具体的な内容等について、十分な情報提供を行うこと。

- (3) 一の都道府県で概ね完結する事務・権限については、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分けにおいて全国一律・一斉に地方自治体に移譲するとされたものにとどまらず、事務・権限の移譲項目を大幅に積み上げた上で、移譲年度を明記した工程案を早期に策定し、円滑かつ速やかに移譲を行うこと。
- (4) 移譲事務の実施に必要な財源は、人件費相当額を含めた総枠を確実に措置するとともに、現行の組織・人員の徹底的なスリム化を図ること。
- (5) 国の出先機関廃止と密接に関係する直轄事業負担金については、今後、平成25年度までの早い時期での制度廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。

2 義務付け・枠付けの見直しと権限移譲の推進

- (1) 第2次一括法案の早期成立を図り、地域主権戦略大綱に基づく措置を実現すること。
- (2) 地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、見直し及び移譲に係る項目を更に積み増すこと。その際、見直し等の工程を明確にするとともに、地方との協議プロセスをしっかりと組み込むこと。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しについて、「施設・公物設置管理の基準」の条例委任における「従うべき基準」は、第3次勧告に従い真に必要な場合に限定すること。特に、「従うべき基準」とされた福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、見直しを行うこと。
- (4) 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定等に必要な政省令の制定や、基礎自治体への権限移譲における施行期日の柔軟な設定など、地方公共団体の事務に支障が生じないよう、早期に適切な措置を講じること。
- (5) 条例委任に関連する国庫補助負担金について、補助要綱等の見直しの考え方を早急に示すとともに、適切な財源措置を行うこと。

3 国と地方の協議の場の実効ある運営

国と地方の協議の場の運営に当たっては、国と地方が真に対等・協力の関係にあることを基本に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組や、社会保障と税の一体改革、更には地方自治法の抜本的改正など、国と地方の役割分担や地方自治に関する現下の重要課題について、法律に明記された分科会を活用し、政策の企画立案の段階から地方の意見を十分反映させながら協議を進めることで、実効性を確保すること。

【地方税財源の充実確保について】

〔1〕趣 旨

平成23年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、平成22年度に比べて0.5兆円増額され、また一般財源総額については、前年度比0.1兆円増の59.5兆円が措置されることとなった。

しかしながら、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足するという事態は改善されていない上、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題解決には不十分であると言わざるを得ない。

また、社会保障と税の一体改革の議論について、政府・与党が本年6月30日に決定した「社会保障・税一体改革成案」では、対象を制度化された社会保障4経費に限定し、地方単独事業が含まれていない当初の「社会保障改革案」に比べ、相当程度地方の意見が反映されたものとなっているが、一方で解釈の曖昧な部分があるなど、今後実質的な協議が必要となる課題も多い。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立することが必要である。

〔2〕内 容

1 地方交付税等の総額確保と臨時財政対策債による措置の解消

平成22年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

また、法定税率の引上げによる地方交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、地方交付税財源を別枠加算すること。

2 地方の役割を踏まえた社会保障と税の一体改革

社会保障の財源確保に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行い、地方の果たしている役割に応じて、地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充などにより、必要な財源を安定的に確保すること。

また、今後、国と地方の協議の場を継続して開催し、課題について丁寧かつ実質的な協議を行い、総合的な社会保障の全体像を明らかにすること。

加えて、地方は、極めて厳しい財政状況の下、公共事業などの投資的経費の抑制、国を大幅に上回る職員数の削減や独自の給与カットなど徹底した行財政改革により、制度を支えてきた。国民に負担を求める前提として、国においても出先機関の廃止など徹底的な行財政改革を行うべきであること。

3 地域自主戦略交付金

地域主権戦略大綱に謳う「基本的に地方が自由に使える一括交付金」となるよう抜本的見直しを断行することとし、その過程で、地方の理解を得るためのプロセスとして、国と地方の協議の場で双方が合意できる制度設計とすること。

その際、平成24年度に係る配分の方法や総額など制度の全体を速やかに示すとともに、透明性の高い制度とすること。また、客観的指標を用いた算定に当たっては、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域等への配慮の割合を拡充し、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保すること。

また、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、地方の自由度の向上につながるよう補助金等適正化法の適用除外とするとともに、将来的には交付金相当額を税源移譲等により、一般財源化すること。

4 国の経済対策に係る各種基金事業等の制度見直し

国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成23年度中とされているものの中には、対象事業が限定的であるなどの理由により、全額執行が困難なものもあるため、足下の経済雇用情勢を鑑みて、対象事業の拡大や事業期間の延長など、制度の見直しを図ること。

I 地域の多様性を活かした交流・連携で、
持続的に発展する中国圏

2 大規模災害に強い高速道路ネットワーク等の整備促進について

(関係省庁等) 国土交通省、総務省、財務省、内閣官房、内閣府

[1] 趣 旨

国土の骨格を形成する高速道路の整備は、「地方の自立ある発展」の実現はもとより、大規模災害時や、有事の際の国民保護活動等において必要不可欠な社会資本であり、ネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものである。

先の東日本大震災において、東北道では被災後1日で緊急車両の通行が可能となり、約2週間で全線一般開放されるなど、高速道路ネットワークはいち早く復旧され、緊急輸送道路の幹線として被災地への物流を支えているが、中国地方には山陰道をはじめとして、早期復旧以前のミッシングリンクが依然として存在しており、大規模災害時における住民生活を脅かしている。

また、中国地方における大規模災害時において、周辺地域を含めた社会経済活動を維持するためには、被災していない高速道路が、被災した高速道路の迂回路として機能し得る山陽側、山陰側双方のダブルネットワークが必要であるが、ミッシングリンクによる物流の寸断は、中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に影響を及ぼすおそれがある。

高速道路ネットワークは、地域経済発展のためだけでなく、大規模災害時における『いのちの道』として、被災地のみならず日本全体の社会経済活動にとって不可欠な社会資本であり、東日本大震災の教訓を生かして災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路の整備は、国が国家戦略として、その責任において、早期にかつ優先的に行うべきである。

また、高規格幹線道路網と一体となって地域構造を強化する地域高規格道路をはじめ、地方が真に必要とする道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう、道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図らなければならない。

【2】事業概要

【高規格幹線道路網の整備】

名 称	事業主体	事業期間	区 間	総延長	車線数
中国横断自動車道 (岡山米子線)	西日本高速 道路株式会社	昭和48年度 ～	岡山市 ～ 境港市	約128km	4車線 暫定2車線
中国横断自動車道 (姫路鳥取線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成3年度 ～	兵庫県姫路市 ～ 鳥取市	約86km	4車線 暫定2車線
山陽自動車道	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	昭和47年度 ～	大阪府吹田市 ～ 下関市	約489km	4車線 暫定2車線
中国横断自動車道 (尾道松江線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成3年度 ～	尾道市 ～ 松江市	約137km	4車線 暫定2車線
山陰自動車道	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成8年度 ～	鳥取市 ～ 下関市	約380km	4車線 暫定2車線
東広島・呉自動車道	国土交通省	平成5年度 ～	東広島市 ～ 呉市	約32.8km	4車線 暫定2車線

【地域高規格道路】

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| (1) 鳥取豊岡宮津自動車道(鳥取市～京都府宮津市) | (11) 福山環状道路(福山市) |
| (2) 北条湯原道路(真庭市～鳥取県北栄町) | (12) 福山本郷道路(尾道市～三原市) |
| (3) 江府三次道路(鳥取県江府町～三次市) | (13) 東広島高田道路(東広島市～安芸高田市美土里町) |
| (4) 境港出雲道路(出雲市～松江市) | (14) 東広島廿日市道路(東広島市～廿日市市) |
| (5) 美作岡山道路(岡山市～岡山県勝央町) | (15) 広島呉道路(広島市～呉市) |
| (6) 岡山環状道路(岡山市) | (16) 広島高速道路(広島市) |
| (7) 空港津山道路(岡山市～津山市) | (17) 草津沼田道路(広島市) |
| (8) 倉敷福山道路(倉敷市～福山市) | (18) 広島西道路(広島市～廿日市市) |
| (9) 広島中央フライトロード
(東広島市～広島県世羅町) | (19) 山口宇部小野田連絡道路(山口市～山陽小野田市) |
| (10) 岩国大竹道路(大竹市～岩国市) | (20) 小郡萩道路(美祢市～萩市) |
| | (21) 下関西道路(下関市) |

【一般国道2号】

倉敷立体、玉島笠岡道路、笠岡バイパス、福山道路、松永道路、木原道路、三原バイパス、西条バイパス、安芸バイパス、東広島バイパス、広島南道路、西広島バイパス、岩国大竹道路、周南立体、戸田拡幅、富海拡幅、小月バイパス

【一般国道9号】

しちやま
駟馳山バイパス、鳥取西道路、北条道路、中山・名和道路、名和・淀江道路、出雲バイパス、出雲湖陵道路、多伎朝山道路、朝山大田道路、静間仁摩道路、仁摩温泉津道路、浜田三隅道路、益田道路、小郡改良、湖陵～多伎間、大田～静間間、温泉津～江津間、三隅～益田間

【陰陽連絡道路】

一般国道 29号（兵庫県姫路市～鳥取市）	261号（広島市～江津市）
53号（岡山市～鳥取市）	262号（萩市～防府市）
54号（広島市～松江市）	313号（福山市～鳥取県北栄町）
179号（兵庫県姫路市～鳥取県湯梨浜町）	314号（福山市～雲南市）
180号（岡山市～松江市）	373号（兵庫県赤穂市～鳥取市）
181号（津山市～米子市）	375号（呉市～大田市）
182号（新見市～福山市）	432号（竹原市～松江市）
183号（広島市～米子市）	488号（益田市～廿日市市）
184号（出雲市～尾道市）	489号（周南市～山口市）
186号（江津市～大竹市）	490号（宇部市～萩市）
187号（岩国市～益田市）	491号（下関市～長門市）
191号（下関市～広島市）	

【道路事業の推進と利用しやすい高速道路料金導入の検討についての提案】

1 国、地方がそれぞれの役割に応じて道路整備を計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を十分確保し、その配分に当たっては、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。

2 先の東日本大震災の教訓を生かし、災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路ネットワークは、国が国家戦略として、その責任において、早期にかつ優先的に全線を整備すること。特に極めて整備が遅れている山陰道については、山陽道や中国道と一体となったダブルネットワークを構築するため、未着手区間を早期に事業着手するとともに、ダブルネットワークを相互連結する中国横断自動車道姫路鳥取線、尾道松江線などの事業中の箇所については、事業効果を早期に発現させるため、一層の整備促進を図ること。

さらに、災害時の物流機能の強化を図るためにも暫定2車線区間の4車線化を促進すること。

3 高速道路等の料金制度について、休日上限千円等の料金割引の実施等により、観光客数の増加など地域経済への一定程度の波及効果が認められたところであるが、今後の料金施策に当たっては、無料化社会実験の結果を早期に取りまとめるとともに、関係自治体の意見を踏まえつつ、高速道路本来の「高速性」、「定時性」、「快適性」、「経済性」等の機能を著しく損なわない程度、かつ将来にわたる適切な維持管理に配慮した上で、利用しやすい料金制度を導入すること。

あわせて、地域住民の暮らしや経済活動を支える総合的な地域交通網が将来にわたり総合的にバランスよく機能し維持確保できるような料金体系とすること。

- 4 安心して住める国土を実現するため、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路として、高速道路ネットワークと一体となって地域や空港・港湾等の物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路、国道、更には地域の生活を支える地方道の整備促進を図ること。また、道路が、大規模災害時にその本来の機能を十分に発揮できるよう、橋梁やトンネルの耐震化、長寿命化対策などを一層推進すること。

3 高度情報化の推進について

(関係省庁) 内閣官房、総務省

[1] 趣 旨

21世紀の活力に満ちた地域づくりを進めるためには、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「新たな情報通信技術戦略」に基づき、国民本位の電子行政の実現や地域の絆の再生などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提となる地理的情報格差の是正等の地域情報化推進を図るため、情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して一層の支援が必要である。

[2] 内 容

1 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体が行う地域情報化への取組に対する支援措置を拡充すること。

2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進支援

情報通信格差是正のため、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を図ること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図ること。過疎債等を活用した地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡充などにより初期費用の軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても一層の負担軽減を図ること。

4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、電子申請の利用に当たって障害となっている法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図るとともに、基盤となる公的個人認証サービスの普及に向けた検討や開発・実証等を引き続き推進すること。また、電子政府・電子自治体の共通基盤であることから、国と地方公共団体の応分の負担による運用を行うこと。

5 ユビキタス社会の推進

ユビキタス社会を実現するため、無線等の新技術を活用した研究開発を推進するとともに、地域においてＩＴを活用した先進的な取組が広く展開されるようモデル事業などの充実を図ること。

6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないよう、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための施策を講じること。

7 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進

地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた地域については、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に恒久的対策を講じること。

また、地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

4 隣接圏域との交流の拡大・広域連携の推進について

(関係省庁) 国土交通省

[1] 趣 旨

産業競争力や誘引力の強化、広域的課題への効率的かつ効果的な対応など、中国圏の活力・魅力の向上を図るためには、四国圏域をはじめ、近畿・九州等隣接圏域と、産業や観光、文化、災害対応、環境保全など多様な分野での広域的な交流・連携を推進する必要がある。

そのためには、基盤となる、基幹的な交通インフラ及び情報通信ネットワークの整備・強化が重要であることから、次のプロジェクト等の事業推進について、必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

1 道 路

- ・ 山陰自動車道全線の早期整備
- ・ 中国横断自動車道（姫路鳥取線）の建設促進
- ・ 中国横断自動車道（尾道松江線）の建設促進
- ・ 中国横断自動車道（岡山米子線）の全線4車線化の早期実現
- ・ 北条湯原道路の早期建設
- ・ 安芸灘諸島連絡架橋の事業推進
- ・ 広島・松山ルート構想（その一部である広島湾架橋構想）の推進

2 鉄 道

- ・ 山陰新幹線の早期実現
- ・ 中四国横断新幹線の早期実現（新幹線実現までの段階的な整備として、フリーゲージトレインの導入）
- ・ 山陰本線、呉線、芸備線等主要鉄道路線の複線化、電化等の輸送力増強

3 港 湾

- ・ 国際拠点港湾 水島港、広島港、徳山下松港、下関港の整備促進
- ・ 重 要 港 湾 さかい境港、鳥取港、浜田港、西郷港、尾道糸崎港、福山港、呉港、岩国港、三田尻中関港、宇部港の整備促進
- ・ 国際バルク戦略港湾 水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の整備促進
- ・ 特定地域振興重要港湾 河下港の整備促進
- ・ 水島港玉島ハーバーアイランドの整備
- ・ 地 方 港 湾 厳島港（宮島口地区）の整備促進

4 空 港

- ・ 広島空港、鳥取空港、米子鬼太郎空港、出雲縁結び空港、萩・石見空港、山口宇部空港、岡山空港、岩国錦帯橋空港（岩国飛行場）の整備促進
- ・ コミューター航空ネットワークの形成

5 高度情報通信基盤の整備

5 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について

(関係省庁) 国土交通省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

[1] 趣 旨

韓国、中国、ロシアなど、北東アジア諸国との交流を進める上で、地理的優位性がある中国地方は、この近接性を背景として、境港や浜田港など日本海沿岸を中心とした地域を、西日本と北東アジア諸国との交流の玄関口（ゲートウェイ）と位置付け、国際物流、観光客誘致を戦略的に推進する「北東アジアゲートウェイ構想」の実現に向けて取組を進めている。

この構想を実現させるためには、玄関口となる港湾、空港や広域的なアクセス道路の整備を行い、拠点形成を図るとともに、これらを活用するための航路の整備、物流システムの充実及び広域的な観光交流の促進等を図ることが必要である。

については、北東アジアゲートウェイ構想の実現に必要な次の関係プロジェクトの事業推進について、必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

1 道 路

- ・ 山陰自動車道全線の早期整備
- ・ 鳥取豊岡宮津自動車道の早期整備
- ・ 関門海峡道路の早期整備

2 鉄 道

- ・ 山陰新幹線の早期実現

3 港 湾

- ・ 国際拠点港湾 下関港の整備促進
- ・ 重 要 港 湾 さかい 境港、鳥取港、浜田港、西郷港の整備促進
- ・ 特定地域振興重要港湾 河下港の整備促進
- ・ 下関・北浦海域沖合人工島建設事業の促進

4 空 港

- ・ 鳥取空港、米子鬼太郎空港、出雲縁結び空港、萩・石見空港、山口宇部空港の整備促進

5 航 路

C I Q体制の充実、物流環境の整備など、国際フェリー航路の円滑な運航体制等の確保

- ・ 境港－東海（韓国）－ウラジオストク（ロシア）航路
- ・ 浜田港－ウラジオストク（ロシア）航路

6 地方空港の整備推進等について

(関係省庁) 国土交通省、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省

[1] 趣 旨

近年、我が国の産業活動の活性化や国際化の進展、観光需要の増大は目覚ましいものがあり、こうした中で航空ネットワークの整備及び空港機能の整備・充実、地域の発展にとって極めて重要である。特に国際化が進展する中で、国際交流を円滑に進めていくためには、地域においても海外と直結した交流活動を進めていくことが大切であり、国際空港のみならず、地方空港が海外との窓口として国際化に果たす役割は、ますます重要なものとなってきている。

ついては、地方空港の国際化や利用者のニーズ、今後の利用客の増大に即した空港機能の拡充、さらには航空機の安全運航など空港機能の確保を図るため、必要な措置を講じること。

特に、羽田空港再拡張による航空会社への発着枠配分に当たっては、政策的に地方航空路線への誘導を行うとともに、代替交通機関が未整備である地域に優先的に配分すること。

また、地方航空路線は、地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っていることから、そうした路線が維持・拡充されるよう格段の配慮を行うこと。

[2] 事業概要

名 称	事 業 内 容
鳥取空港	・ 空港機能を保持するための機器更新（航空灯火設備） ・ C I Q体制の充実・強化
米子鬼太郎空港 (美保飛行場)	・ 空港機能を保持するための機器更新 ・ C I Q体制の充実・強化
出雲縁結び空港	・ 空港利便性向上事業によるバリアフリー対策の推進
萩・石見空港	・ 高速交通空白地域解消のため航空路線の確保の支援 ・ 空港機能を保持するための機器更新（航空灯火設備）
隠岐空港	・ 離島航空路線の維持、存続のための民間事業者等への支援
山口宇部空港	・ 空港機能を保持するための機器更新（航空灯火設備） ・ C I Q体制の充実・強化
岡山空港	・ 空港施設の充実 ・ C I Q体制の充実・強化
広島空港	・ 空港施設の拡充・更新（エプロン拡張） ・ C I Q体制の充実・強化
岩国錦帯橋空港 (岩国飛行場)	・ 平成24年度再開のための民航ターミナル地域整備予算の確保 ・ 羽田再拡張に伴う1日4往復の発着枠確保 ・ 利便性に配慮した運航時間帯の調整・確保 ・ 運用時間15時間の確保

7 港湾整備事業の推進について

(関係省庁) 国土交通省、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

[1] 趣 旨

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり、近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を図るため積極的な施設整備を図るとともに、中国地方における国際物流拠点として、港湾の整備等を通じて国際競争力を高めていく必要がある。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

さらに、資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、安価かつ安定的な輸送を実現するため、「国際バルク戦略港湾」に選定された水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮して制度を設計し、推進するとともに、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、中国地方に日本海側拠点港湾を形成し、港湾機能の充実・強化を図る必要がある。

については、次の港湾施設の整備・充実について必要な財源確保を行うとともに、C I Q体制の強化について必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
鳥 取 港	国土交通省 鳥 取 県	鳥 取 市	防波堤（第1） 防波堤（第2・3）
浜 田 港	国土交通省 島 根 県	浜 田 市	防波堤400m、臨港道路1,200m C F S 倉庫 1 棟
西 郷 港	島 根 県	隠 岐 郡 隠岐の島町	岸壁250m
尾道糸崎港	国土交通省 広 島 県	三 原 市 尾 道 市 福 山 市	岸壁（-12m）（-10m）各1バース、（-7.5m） 3バース、廃棄物埋立護岸1,930m、ふ頭用地11.5ha、 緑地等17.5ha、橋梁400m
岩 国 港	国土交通省 山 口 県	岩 国 市	臨港道路
三田尻中関港	国土交通省 山 口 県	防 府 市	泊地（-7.5m）、臨港道路、防波堤
宇 部 港	国土交通省 山 口 県	宇 部 市	泊地（-12m）、航路（-13m）、泊地（-13m）、 岸壁（-5.5m）、泊地（-5.5m）、廃棄物埋立護岸

事業名	総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度 事業内容
鳥 取 港	百万円 16,441	百万円 14,265	百万円 280	百万円 657	防波堤
浜 田 港	24,168 (H8年度～)	9,783	810	1,640	防波堤（新北） 臨港道路、C F S 倉庫
西 郷 港	7,455 (H11年度～)	7,013	238	155	岸壁
尾道糸崎港	66,143 (H6年度～)	43,695	1,090	未定	航路、泊地、海浜（干潟）、 防波堤
岩 国 港	26,739	18,235	726	680	臨港道路
三田尻中関港	11,391	10,374	104	159	泊地（－7.5m）、 臨港道路、防波堤
宇 部 港	54,785	44,159	650	1,824	泊地（－13m）、 岸壁（－5.5m）、 廃棄物埋立護岸

【水島港（岡山県）】

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
水 島 港	国土交通省 岡 山 県	倉 敷 市 玉島地区	航路（－10m）、新高梁川橋梁、岸壁（－12m）、 航路（－12m）、泊地（－12m）、廃棄物埋立護岸、 用地造成、航路（－6m）、航路（－7.5m）

事業名	総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度事業 計画の概要
水 島 港	百万円 76,823 (平成20～平成29年度)	百万円 18,785	百万円 7,621	百万円 9,949	直轄 [橋梁、泊地（－12m）、 航路（－12m）、岸壁（－12m）] 廃棄物埋立護岸 起債（用地造成） 改修 [航路（－7.5m）]

さかい
【境港（鳥取県・島根県）】

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
さかい 境港	国土交通省	境港市	・ 国際物流ターミナルの整備 航路・泊地浚渫、岸壁（－9m）、 岸壁（－12m） ・ 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナルの整備 岸壁（－9～10m）、泊地浚渫 ・ 港内静穏度の確保 防波堤

事業名	総事業費	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度事業 計画の概要
さかい 境港	百万円 77,665	百万円 55,991	百万円 330	百万円 450	防波堤 岸壁（－12m） 岸壁（－9～10m）

【広島港・福山港（広島県）】

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
広島港	国土交通省 広島県	広島市	道路、緑地、人工干潟、廃棄物埋立護岸、用地造成
福山港	国土交通省 広島県	福山市	緑地、岸壁、用地造成、航路・泊地浚渫、防波堤、 浮桟橋

事業名		総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度事業 計画の概要
広島 港	広島ポータル ネットワーク21事 業地区 (広島市南区)	百万円 271,100 (平成2年度～)	百万円 201,882	百万円 1,133	百万円 未定	用地造成
	五日市地区 (広島市佐伯区 吉見園沖)	121,000 (昭和58年度～)	113,375	1,074	未定	干潟 岸壁（耐震改 良）
福山港 (福山市)		41,813 (平成4年度～)	37,584	751	未定	泊地（－10m）

【徳山下松港・下関港（山口県）】

港湾名	事業主体	位 置	事 業 内 容
徳山下松港	国土交通省 山 口 県	周南市	耐震強化岸壁(－10m)、泊地(－12m)、 航路(－12m)、臨港道路
下 関 港	国土交通省 下 関 市	下関市	〔新港〕岸壁(－12m)、防波堤(南)、護岸(防波)、 橋梁、道路、泊地(－12・－13m)、 廃棄物埋立護岸 〔長府〕岸壁(－11m)、泊地(－11m)、 航路(－11m)、道路、橋梁 〔あるかぼーと〕緑地

事業名	総事業費	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度事業 計画の概要
徳山下松港	百万円 71,672	百万円 45,471	百万円 5,834	百万円 6,224	耐震強化岸壁(－10m)、 泊地(－12m)、 航路(－12m)、 臨港道路
下 関 港	83,648	67,866	1,392	1,710	〔新港〕護岸(防波)、 廃棄物埋立護岸、 泊地(－12m) 〔長府〕道路、橋梁

8 竹島の領土権の早期確立等について

(関係省庁) 内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、国土交通省

[1] 趣 旨

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島周辺海域での総合海洋科学基地建設を計画するなど、竹島の実力支配の強化を図ろうとしている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは極めて重要であると考えている。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、生活基盤確保のための特別措置が必要である。

[2] 内 容

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決も含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

2 広報普及活動

北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を例えば内閣府に設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組みを進めること。

3 学校教育における指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

4 国境離島に対する支援

国境に位置する離島については領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

Ⅱ 産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、
持続的に成長する中国圏

9 都市圏機能の充実について

(関係省庁) 国土交通省、厚生労働省、経済産業省、総務省

[1] 趣 旨

社会経済活動の広域化やグローバル化の進展に伴い、今後、地域間競争が一層激化することが予想される。こうした状況を受けて、中国ブロック全体が今後とも発展していくためには、都市圏機能の充実を支える交通・物流基盤などの整備を推進していく必要がある。

ついては、中国地方における都市圏機能の充実が図られるよう、次の事業促進について、必要な措置を講じること。

[2] 内 容

1 ひろしま西風新都の建設促進

広島都市圏は、中国・四国地方の中核として、より一層の飛躍発展が望まれている。

現在、広島都市圏の中核機能の充実を目指して、広島市に残された最後の大規模開発適地である丘陵地に、「住み、働き、学び、憩う」機能を備える人口8万人規模の新都市「西風新都」の建設を、県・市一体となって推進しているところである。

ついては、「西風新都」の建設が円滑に進むよう、関連公共事業の促進について必要な措置を講じること。

(事業概要)

- | | |
|-----------|--|
| 1 計画対象区域 | 広島市安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区 |
| 2 面 積 | 約4,570ha |
| 3 計 画 人 口 | ・中期目標 6万人(平成32年度)
・長期目標 8万人(21世紀中頃) |
| 4 関連公共事業 | 道路・街路、河川、砂防、下水道、公園緑地 |

2 広島空港周辺地域の整備について

広島空港周辺地域は、広島県全体の発展のための戦略的拠点として、また、中国ブロックの中核都市である広島市の都市機能を拡充・補完する地域として、産業、研究開発、国際交流、レクリエーション・リゾート機能等の集積促進に向け、開発・整備を進めているところである。

ついては、この周辺地域の開発・整備が円滑に進むよう、次の事業の促進について必要な措置を講じること。

(事業概要)

【産業・科学技術の強化】

- 1 産業・研究施設の充実・強化

【交通基盤の整備】

- 2 中国横断自動車道尾道松江線の建設促進
- 3 東広島・呉自動車道の建設促進
- 4 地域高規格道路の整備促進（東広島廿日市道路、東広島高田道路）
- 5 一般国道の整備促進（国道2号、国道185号、国道375号、国道432号）

【土地区画整理、下水道、河川等の整備による魅力あるまちづくりの推進】

- 6 土地区画整理事業の推進（東本通地区、新開地区外）
- 7 下水道事業の推進（竹原市、三原市、東広島市、世羅町の3市1町）
- 8 治水事業の推進
河川改修事業（沼田川、入野川外）
- 9 河川総合開発事業の促進（野間川ダム）

3 広島市東部地区連続立体交差事業の推進

広島都市圏東部のJ R向洋駅及びJ R海田市駅^{むかいなだ}周辺は、山陽本線・呉線^{かいたいち}によって市街地が分断され、交通が渋滞するなど都市機能が著しく阻害されている。

この地域において、都市交通の円滑化を図り、市街地の一体化と健全な街づくりを推進するためには、鉄道を高架化することが、是非とも必要である。

については、巨額な事業費が必要となる本事業においては、着実な工事実施が行えるよう、必要な予算を確保すること。また、連続立体交差事業に伴う地方負担が急増することから、地方道路整備臨時貸付金（無利子貸付制度）の期間を延伸すること。

(事業概要)

- 1 事業主体 広島県、広島市
- 2 事業箇所 広島市安芸区・南区、安芸郡府中町及び安芸郡海田町
- 3 事業内容 高架化延長
山陽本線 L = 約4.6km（安芸郡府中町～安芸郡海田町）
呉線 L = 約1.7km（広島市安芸区～海田市駅）

総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度事業計画の概要
百万円 96,000 (H13～H34年度)	百万円 10,570	百万円 516	百万円 未定	用地買収、詳細設計

10 国営かんがい排水事業の推進について

（関係省庁）農林水産省

[1] 趣 旨

優良農業地域に用水の安定的供給と排水施設を完備することは、農家経営の合理化と食料の安定供給の確保を図る上で、極めて重要である。

ついては、次の国営かんがい排水事業について事業期間内に完了するよう必要な財源措置を講じること。

[2] 事業概要

地区名 (位置)	事業箇所	事業主体	総事業費 (事業期間)	24年度 事業費	24年度事業 計画の概要
弓浜半島地区	鳥取県 米子市 境港市	農林水産省	百万円 3,200 (平成17～平成24年度)	百万円 650	水路改修等
岡山南部地区	岡山県 岡山市 倉敷市 総社市	〃	28,000 (平成10～平成25年度)	未定	取水施設に係る調査・測量・設計等
斐伊川 沿岸地区	島根県 出雲市 斐川町	〃	18,600 (平成17～平成27年度)	未定	水路改修・導配水路整備等

11 国営中海土地改良事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

[1] 趣 旨

国営中海土地改良事業について、事業期間内に完了するよう必要な措置を確実に講じること。

[2] 事業概要

事業箇所	事業主体	総事業費 (事業期間)	24年度 事業費	24年度事業 計画の概要
鳥取県 米子市 境港市 島根県 松江市 安来市 東出雲町	農林水産省	百万円 118,000 (昭和38～平成25年度)	百万円 400	暫定ため池撤去、埋立地確定 測量等

12 中国山地における旧緑資源幹線林道の整備推進について

(関係省庁) 農林水産省 (林野庁)

[1] 趣 旨

旧緑資源幹線林道は、過疎地域、産業の停滞ひいては地域社会の崩壊が危惧される中国山地の振興を図ることを目的とし、林業を中心とした総合的な地域開発を推進するため地域路網の骨格として整備するものであり、事業主体であった独立行政法人緑資源機構が昭和48年度から実施していたが、30余年経過した現在、なお完了には至っていない。

そうした中で、緑資源機構の談合問題を受けて、独立行政法人が行う事業としては廃止され、平成20年度より地方公共団体を事業主体とした「山のみち地域づくり交付金事業」に移行され、さらに平成23年度からは「地域自主戦略交付金」において実施されることとなった。地域自主戦略交付金により各県に配分された金額は、地方の要望額を大きく下回っており、その結果、旧緑資源幹線林道の整備に必要な予算も大幅に減額せざるを得ない状況となっている。

ついては、旧緑資源幹線林道の整備に当たっては、国の責務として整備が必要な区間の完成を図るために必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

路線名	延長	うち22年度末ま の整備済延長	総事業費	区 間
若 桜・江 府 線	km 66.6	km 47.8	億円 394	鳥取県若桜町～鳥取県日野町
金 城 弥 栄 線	25.2	10.8	114	島根県浜田市金城町～島根県浜田市 弥栄町
三 隅 線	8.8	4.6	39	島根県浜田市三隅町
笹 山 山 入 線	10.3	9.0	53	島根県津和野町
匹 見 美 都 線	4.0	0	16	島根県益田市匹見町～島根県益田市 美都町
比 和・新 庄 線	49.1	40.5	208	広島県庄原市～広島県北広島町
高 尾・小 坂 線	37.9	17.0	138	広島県庄原市～広島県神石高原町
大 朝・鹿 野 線	64.8	41.4	273	広島県北広島町～山口県周南市
鹿 野・豊 田 線	41.2	35.3	141	山口県周南市～山口県下関市
合 計	307.9	206.4	1,376	

13 特定中山間保全整備事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

[1] 趣 旨

一級河川江の川中流域の農用地と森林を一体的に整備し、適切な農用地利用の促進と森林管理、集落営農など多様な担い手の確保などを図り、地域の農林業の振興と農用地と森林の有する公益的な機能の増進を図ることが必要である。

については、事業期間内に本事業が完了するよう必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

事業箇所	総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度事業計画の概要
島根県 浜田市 江津市 邑南町	百万円 12,000 (平成17～平成25年度)	百万円 9,125	百万円 2,011	百万円 未定	農林業用道路等

14 日本海における漁業秩序の確立について

(関係省庁) 外務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、海上保安庁

[1] 趣 旨

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船に加え、近年、まき網漁船及びいかつり漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

[2] 内 容

1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国のはえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

2 暫定水域の資源管理等の推進

排他的経済水域の境界線が画定するまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

4 漁場機能維持管理事業の継続実施

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されているため、新日韓及び新日中漁業協定関連特別基金の後継事業である漁場機能維持管理事業の予算確保と継続実施を行うこと。

Ⅲ 多彩な文化と自然を活かして、
多様で豊かな生活を楽しめる中国圏

15 流域下水道整備事業の推進について

（関係省庁）国土交通省、総務省

[1] 趣 旨

地方の豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道の整備を進める必要がある。特に、中国地方においては、瀬戸内海をはじめ、児島湖、東郷池、中海及び宍道湖等の閉鎖性水域を含む流域において水質の保全を図ることは、重要な課題となっている。については、次の下水道事業の整備促進を図るための財源確保を行うこと。

[2] 事業概要

【天神川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	22年度末整備状況	
				面積	人口
天神川流域下水道事業	鳥取県	ha 2,733	万人 6.2	ha 1,836	万人 5.6

事業名	総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度 事業内容
天神川流域 下水道事業	百万円 44,300 (昭和48～平成35年度)	百万円 41,664	百万円 260	百万円 257	処理場・管路改築
流域関連 公共下水道 事業	97,771 (昭和52～平成27年度)	69,589	60	57	管路整備・改築

【^{しんじ}宍道湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	22年度末整備状況	
				面積	人口
^{しんじ} 宍道湖流域下水道事業	鳥根県	ha 11,678	万人 31.7	ha 7,475.5	万人 24.3

事業名	総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度 事業内容
^{しんじ} 宍道湖流域 下水道事業	百万円 138,715 (昭和48年度～)	百万円 111,703	百万円 1,257	百万円 1,588	処理場改築
流域関連 公共下水道 事業	314,000 (昭和48年度～)	240,526	2,749	3,840	松江市外2市2町 管渠整備

【児島湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	22年度末整備状況	
				面積	人口
児島湖流域下水道事業	岡山県	ha 18,815	万人 67.2	ha 7,987	万人 43.6

事業名	総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度 事業内容
児島湖流域 下水道事業	百万円 153,000 (昭和53年度～)	百万円 106,623	百万円 1,736	百万円 未定	水処理施設建設工事 (23、24年度事業費には 改築更新費を含む)

【太田川・芦田川・沼田川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	22年度末整備状況	
				面積	人口
太田川流域下水道事業	広島県	ha 5,274	万人 32.5	ha 3,588	万人 25.3
芦田川流域下水道事業	〃	15,051	47.8	5,645	24.1
沼田川流域下水道事業	〃	3,508	9.7	1,245	3.7

事業名	総事業費 (事業期間)	23年度までの 事業費累計	23年度 事業費	24年度 事業費	24年度 事業内容
太田川流域 下水道事業	百万円 140,199 (昭和53年度～)	百万円 114,441	百万円 656	百万円 未定	処理場の増設工事
芦田川流域 下水道事業	136,231 (昭和49年度～)	100,490	1,225	未定	処理場の増設工事
沼田川流域 下水道事業	50,000 (平成3年度～)	32,303	194	未定	管渠工事

16 離島・中山間地域の総合対策の充実強化について

(関係省庁) 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省

[1] 趣 旨

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・高齢化社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・下水道整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで「離島振興法」によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであるが、平成24年度に同法が効力を失うことから、離島の果たす重要性を踏まえ、新たな離島振興法の制定による対策の強化が必要である。

[2] 内 容

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 過疎対策事業債（ソフト事業分）の拡充

過疎対策事業債（ソフト事業分）について、地域の実情及び事業の必要性に応じて市町村が柔軟に対応できるよう、市町村ごとに定められた限度額及び総額の引き上げを図ること。

4 新離島振興法の制定

平成24年度末で離島振興法が効力を失うことから、新たな時代にふさわしい離島の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、引き続き離島振興対策を講じていくための新たな離島振興法を制定すること。

5 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

6 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

7 企業立地の促進策の実施

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

8 野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり、被害地域も拡大している。

このため、野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。特に、カワウ等、県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、地域の被害実態を踏まえた財源の安定確保を図るとともに、交付金の配分に当たっては、市町村合併が進んでいる都道府県が不利にならないよう十分配慮すること。

9 農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全のあり方について、早期に検討を進めること。

10 小規模高校における教育環境の整備

離島・中山間地域の小規模高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置を行うこと。

11 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

12 地域の実情に応じた生活交通の確保

過疎・中山間地などの地方バス路線等生活交通の維持・確保のため、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。

17 宍道湖・中海における水質保全対策の推進について

(関係省庁) 国土交通省、環境省

[1] 趣 旨

宍道湖・中海は、優れた景観と豊富な水産資源をもたらす国民的財産であるが、その水質は依然として環境基準を達成していない。このため、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画を策定するなど水質浄化施策を推進中である。

また、昨年4月には、将来に向けた水質の改善など、未来に向かって、より良い中海圏域を築くため、鳥取・島根両県と沿岸の4市1町、国の関係機関が共同で中海会議を設置した。この会議において引き続き水質改善を図っていくこととしており、施策、技術の両面における国の強力な支援が不可欠である。

については、次の事項について、必要な措置を講じること。

[2] 内 容

1 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。

- (1) 更なる水質改善を図るため、ヨシ原・浅場・藻場の造成、覆砂など環境改善への積極的な取組
- (2) その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (3) 湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業への財政支援拡充、創設

2 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。

- (1) 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
- (2) 赤潮、アオコなどプランクトンの異常発生を防止するために必要な調査等の推進
- (3) 汽水湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進
- (4) 更なる流入負荷量低減に寄与する下水道等の高度処理技術の開発

18 河川総合開発事業等の推進について

(関係省庁) 国土交通省

[1] 趣 旨

治水事業は、国民の生命と財産を守る最も基本的な社会資本整備であり、国土保全上から、また、社会経済活動が麻痺するような事態を回避する観点からも、緊急かつ計画的に推進する必要がある。

中国地方においては、河川氾濫区域に都市が広がり、人口と資産が集中しており、洪水により交通、通信、ライフラインなどの都市機能が失われれば住民生活や社会経済活動に与える影響は計り知れないものがある。

また、水需要の増大と渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、国土保全の観点と併せて極めて重要な課題となっている。

については、次の事業について早期完成が図られるよう必要な財源措置を講じること。

[2] 事業概要

【斐伊川及び神戸川の治水対策（鳥取県、島根県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
斐伊川放水路	国土交通省	昭和56年度～平成20年代前半	出 雲 市
大橋川改修及び 中海・宍道湖の湖岸堤の整備		昭和57年度～	米 子 市 境 港 市 松 江 市 外

19 地震等大規模災害に強いインフラの整備について

(関係省庁) 内閣府、内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

[1] 趣 旨

東日本大震災では、想定を超える規模の地震・津波により甚大な被害が発生し、地震直後から必要な緊急輸送を円滑に行うことや災害拠点施設の機能を十分に発揮することが困難となった。道路においては、いわゆる「くしの歯作戦」等が功を奏し輸送ルートの早期確保がなされたものの、公共土木施設の耐震化や広域的な人流・物流ルートの確保の重要性があらためて認識されたと同時に津波に対する新たな対応が求められているところである。

中国地方においても、近い将来発生が懸念されている東南海・南海地震やそれによって生じる津波等の大規模な災害に備え、公共施設等の耐震対策を推進するとともに、緊急輸送ネットワークの確立と強化を図る必要がある。

とりわけ、中国地方には、依然として国土ミッシングリンクが存在しており、大規模災害時における物流の寸断は、中国地方だけでなく、日本全体の社会経済活動に影響を及ぼすおそれがあり、災害時における産業活動の継続性を確保し、経済活動への影響を最小限にとどめるためにも、早急にこれらを解消していく必要がある。

[2] 内 容

1 地震・津波対策に係る基準や指針等の見直し

東日本大震災における被災状況の調査や分析を行い、それにより得られた科学的知見に基づいて、地震・津波対策に係る基準や指針等の見直しを行うこと。

2 公共施設等の防災対策の推進

地震・津波による堤防決壊によって引き起こされる災害を防止するため、河川・海岸における堤防強化等の耐震性向上対策や高潮・津波対策を推進するとともに、避難者や救援活動の拠点施設となる学校や病院等の耐震化対策を促進すること。

3 緊急輸送ネットワークの確立と強化

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流の代替ルートを確保する必要があり、空港、港湾、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

あわせて、緊急輸送道路における橋梁の耐震補強などの耐震対策を推進すること。

中国圏の「将来像実現に向けたプロジェクト」(広域地方計画第3章)と提案項目の関係

中国圏の「将来像実現に向けたプロジェクト」名		ものづくり産業の高度化による競争力強化プロジェクト	臨海部産業支援のための国際物流機能強化プロジェクト	日本海沿岸における北東アジアゲートウェイプロジェクト	基幹的交通・情報通信ネットワーク整備プロジェクト	里地・里山・里海における農林水産業再生プロジェクト	中山間地域・島しょ部における多面的機能の保全・活用と暮らし安心プロジェクト	瀬戸内海の保全・活用プロジェクト	中国圏の歴史・文化祭典と観光推進プロジェクト	東アジアから世界への交流推進プロジェクト	分散型地域構造的な核となる都市整備プロジェクト	美しく強靱な中国圏域づくりプロジェクト
平成23年度中国圏の発展推進に関する提案項目												
1 地域主権の確立及び地方税財源の充実確保について												
I 地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏												
多様な地域が連携した一体感のある中国圏の形成												
2 大規模災害に強い高速道路ネットワーク等の整備促進について		○	○	○	○		○		○	○	○	○
3 高度情報化の推進について					○		○	○	○			○
隣接圏域を含めた交流・連携による活力・魅力の向上												
4 隣接圏域との交流の拡大・広域連携の推進について		○			○				○	○		
5 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について		○	○	○	○					○		
東アジアを始め世界に開かれた交流・連携												
6 地方空港の整備推進等について		○	○	○	○					○		
7 港湾整備事業の推進について		○	○	○	○					○		
8 竹島の領土権の早期確立等について												
II 産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に成長する中国圏												
地域の活力につながる産業の振興												
9 都市圏機能の充実について		○	○								○	
地域資源を活かした地域経済の活性化												
10 国営かんがい排水事業の推進について						○						
11 国営中海土地改良事業の推進について						○						○
12 中国山地における緑資源幹線林道の建設推進について						○	○					○
13 特定中山間保全整備事業の推進について						○						
14 日本海における漁業秩序の確立について						○						○
III 多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を築きめる中国圏												
中山間地域等と都市地域との交流・連携等による生活サービス機能の確保												
15 流域下水道整備事業の推進について												○
16 離島・中山間地域の総合対策の充実強化について						○	○					
安全・安心な国土・地域づくりの推進												
17 糸道湖・中瀬における水質保全対策の推進について												○
18 河川総合開発事業等の推進について		○										○
19 地震等大規模災害に強いインフラの整備について		○										○